

2019年2月1日国連子どもの委員会より出された総括所見について

CRC日本が報告書や意見表明スピーチを通して訴えたテーマは、多岐に及びます。中でも私たちが特に強く訴えてきたテーマは、次のように勧告に取り上げられました。またCRC日本が指摘したデータ収集の不足、不備についても再度勧告が出されています。

離婚と面会交流

私たちは、親の離婚により多くの子どもが一方の親との関係性を失っていることの実態を、単独親権の弊害をもとに委員会に示してきました。また、子ども報告団のY.T.くんは、親の離婚によって味わった経験を委員の前で語り、抑揚のついたスピーチによって委員の胸を打ちました。

その結果、離婚後の共同親権を認めるための民法改正、実態をともなう面会交流権の確保について、委員会から日本政府に対する勧告が出され(27(b))、人的、技術的、経済的なあらゆる措置をとるよう求められました。

児相の一時保護

子ども報告書では、一切説明のないまま一時保護所に連れて行かれ、自宅に帰りたいという主張は無視され続け、6か月におよぶ保護が続いたというS.R.さんの報告が提出されました。SBS(揺さぶられっこ症候群)も含め、児相による不当な親子引き離しの問題は、数年前よりCRC日本にとって大きなテーマとなっています。

子どもの権利委員会は、児相が裁判所の関与なしに独断で子どもを親から引き離してしまうこと(28(a))、第三者による評価がなされていないこと(28(b))などを問題として取り上げました。必要だからではなく、強力な金銭的インセンティブによって児相が動いているのではないかという疑問も呈されました(28(c))。さらには、児相による一時保護の慣行自体を廃止するように、との勧告も出されました(29(c))。

代替的養護

代替的養護への勧告であるパラ29は、委員会が最も懸念する事項のトップ5に入れられました。

保護にあたっての適切な司法審査や親への聴取(29(a))、脱施設化と家庭的な養育環境への移行を促進する取り組み(29(b))、虐待の防止および里親教育とケアへの外部モニタリング(29(d))などに対して措置をとるよう、日本政府は促されました。また、子どもが実親とのコンタクトを維持する権利が奪われていること(28(e))にも、懸念が示されました。

メンタルヘルス

メンタルヘルスは、委員会から出されたList of Issuesには含まれていませんでしたが、CRC日本の子ども報告書で2人が強制的に薬を飲まされたと報告したこと、また、その後CRC日本や各団体による努力が実り、勧告に結び付きました。

子どものメンタルヘルスへの社会の関心や人材が不足していること(34(c))、ADHDの子どもへの投薬治療が増えていること(34(d))などが懸念として挙げられました。ADHDの子どもについては、前回も生物学的アプローチではなく、社会的アプローチをする旨の勧告が出ていましたが、依然状況に変化はありません。今回も引き続き、投薬以外の方策を徹底的に探り、子どもや親に薬物の情報を提供することも求められました(35(e))。

貧困

委員会は、日本政府がここ数年、社会的移転や児童扶養手当の強化をとってきたことを評価しつつ、子どもの相対的貧困率が高止まりしていることを指摘し(10)、さらに対策をとるよう促しました。

家族手当や子ども手当の強化による親への援助(38(a))、協議の実施(38(b))などが挙げられました。政府が2014年に出した子供の貧困対策に関する大綱を実現させるための具体的措置も求められました(38(c))。養育費の支払いについては、裁判所命令の強化による改善が要請されました(27(c))。

原発事故と子ども

M.H.さん、S.J.くん、S.Y.さんは、震災を経験し、情報提供がなされないことへのおとなへの不信感や、いじめや社会的軋轢による疎外感を、委員たちに訴えました。

避難地域における放射線量などの情報提供(36(a))、避難者への支援(36(b))などが勧告として出されました。委員は当初、被爆による健康面へのケアに対して主に言及していましたが、子どもたちがスピーチで訴えたことにより、心に受けた傷へのケアについても勧告が出されたことを、感慨深く思います。

過度な競争社会

T.I.くんは発達障害と診断され、学校内で取り残されたような疎外感を味わってきました。自分らしく話せば大丈夫という委員からの声かけを受けて、堂々たるスピーチを披露しました。

委員会は、競争的ではなくのびのびした子ども時代を享受できるように措置をとるよう(20(a))、日本政府に勧告しました。さらに、いじめ防止対策を強化し(39(a))、ストレスの多い学校環境、過度に競争的なシステムから、子どもを解放するよう求めました(39(b))。

差別

M.S.さんは外国籍の子どもで、それを理由に社会のあらゆる場面で、抑圧を受けるような経験をしてきました。パラ18は、重要勧告トップ5の一つとなりました。

委員会は、彼女のスピーチに呼応するかのよう、枠組みから外れたさまざまな集団の子どもに対する社会的差別が根強く残っていることに懸念を示しました(17(c))。また、少数民族や被差別部落出身者、日本人以外の出自の子どもなどが差別を受けないよう、国民への教育や啓発活動を行うよう、日本政府に要求しました(18(c))。

家庭内暴力

I.R.さんは、家庭内暴力を受けながら、自分らしさを模索してきました。実体験に基づく率直な感情を吐露するような彼女のスピーチは、子ども報告会に出席していた国連子どもの権利委員全員の胸を打つものでした。

被虐待児へのサポート強化(24(a))、子どもが風評被害にさらされないための啓発(24(c))、回復への政策(24(d))などをとるよう、日本政府は要請を受けました。また、あらゆる場面において、いかなる小さな体罰であっても全面的に禁止とし(25(a))、非暴力のキャンペーンを行うよう(25(b))、国連から極めて強いレベルの勧告が出されました。

子どもの権利条約12条「意見表明権」の再定義

12条が子どもの福祉を念頭に正しく解釈されるよう、CRC日本は、子どもを取り巻くあらゆる問題に共通する最大のテーマとして、長年取り組んできました。この12条の解釈について、今回いままでで最も深い言及がなされ、またパラ22は重要勧告トップ5にも含まれました。

委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見(思いや願い)を表明する子どもの権利が尊重されていないことを、深刻に懸念すると表明したのです(21)。また、2009年の一般的意見12号に触れながら、年齢に関係なく、子どもがすべての事柄について自由に意見(思いや願い)を表明する権利を保障するよう求めました(22)。子どもの意見表明について、このような勧告が出されたことは、日本だけではなく条約の理念そのものにおいて、きわめて意義がある勧告であったと私たちは考えます。